

令和4(2022)年度女性が働きやすい企業推進事業アドバイザー派遣業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する女性が働きやすい企業推進事業アドバイザー派遣を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

本業務は、すべての県民が生き生きと多様な働き方を選択し、仕事と家庭の両立を図ることができる社会を実現するために、県内企業における女性が働きやすい環境づくりの取組を支援する。

2 委託内容

女性が働きやすい企業の環境づくりを推進するため社会保険労務士等のアドバイザーを派遣する。

- (1) 支援企業は、県内に本社のある従業員300人以下の中小企業とする。（但し、(3)イウは企業規模を問わない。）
- (2) 支援企業は、70社を目標とすること。
- (3) アドバイザーは、次に掲げる取組を支援するため、その取組ごとに1企業当たり3回まで派遣する。
 - ア 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法という。」）に基づく一般事業主行動計画の策定
 - イ 女性活躍推進法に基づく認定（愛称「えるぼし」）の取得
 - ウ 栃木県の「男女生き生き企業」の認定取得
- (4) アドバイザーによる支援内容及びアドバイザーの人選等、具体的な実施方法については、栃木県と協議の上、決定すること。
- (5) 支援企業の募集、派遣アドバイザーの選定、支援企業との連絡調整等、アドバイザー派遣に当たり必要なもの一切を行うこと。

3 事業運営状況に係る栃木県への提出書類

- (1) 実施した事業の実績報告書を提出すること。
- (2) アドバイザーの活動実績や一般事業主行動計画の策定状況、企業における取組状況等を取りまとめて提出すること。
- (3) 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出すること。
- (4) 受託者は、委託料を請求する際は、業務の実績に応じ、請求書を提出すること。
- (5) その他、栃木県が必要と認める書類がある場合には、求めに応じて提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、参加企業等（その従業員を含む。）に関する情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。

5 その他

- (1) 受託者は、栃木県個人情報保護条例、個人情報保護法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 事業の成果は委託元の栃木県に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において栃木県と受託者が協議を重ねながら実施すること。
- (4) 受託者は、本事業の他に他機関から類似事業を受託している場合には、事業内容が重複しないよう配慮すること。
- (5) 受託者は、事業の実施を他の企業等にそのまま委託することはできないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、栃木県と協議の上、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (7) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項であっても、栃木県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (9) 本事業は、国の「地方創生推進交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。
 - ア 機器・器具等の調達に要する経費
必要となる機械・器具等（消耗品を除く。）については、リースやレンタルで対応すること。
 - イ 関係書類の整備
本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、栃木県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこと。
- (10) 本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の上実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、実施時期、実施回数及び実施方法等の変更を要するときは、栃木県と協議の上、変更することができるものとする。